



おくやみ手続き案内

手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。
ご案内は一般的な目安です。

●市役所グランドフロアー「おくやみコーナー」をご利用ください。手続きをまとめてご案内しています。

●手続きの際は本人確認書類の提示が必要です

1点で本人確認できるもの ※確認書類は有効期限内のもの

- 免許証 
- マイナンバーカード 

- パスポート
- 障害者手帳
- 官公署が発行した、顔写真つきの免許証や許可証 など

本人確認に2点以上必要なもの（顔写真なし）

- 年金手帳
- 健康保険証
- 介護保険証 など

※代理の方が手続きに来られた場合

- 代理人として来られた方の本人確認を行います
- 代理人としての手続きができるかどうか、委任状などにより確認させていただく場合があります。

死亡届

死亡の事実を知った日から
7日以内に届出してください



●葬儀社が手続きをすることが多いです 火葬許可証をお渡しします

- 火葬許可証は、火葬場に必ずお持ちください。
- 火葬許可証は、火葬後ご遺族に返却されます。納骨するときに必要な書類ですので、大切に保管してください。

《死亡届の届出人になれる方》

- 親族(6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族)
- 同居者
- 家主、地主、家屋もしくは土地の管理人 となっています。

《届出に必要なもの》

- 死亡届と死亡診断書
(届書は、病院に備え付けてあります。死亡届の右半分が死亡診断書になっています。)
- 火葬場使用料 ※亡くなられた方の死亡時の住所、又は届出人の住所によります。詳しくはお問い合わせください。



※死亡に関する下記の手続きは、上記の死亡届と同時に行う必要はありません。お見送りの落ち着いた14日以内に届出をお願いします。

市役所GFの「おくやみコーナー」をご利用ください。手続きの補助をしております。

項目	亡くなられた方は下記にあてはまりますか	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)
保 険	国民健康保険に加入していた	保険証の返却	国民健康保険証 ・世帯主が亡くなったときは家族全員の保険証	GF 保険年金課 (あか色) ②② ②④
	→70歳から74歳まで	保険証兼高齢受給者証の返却	保険証兼高齢受給者証	
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請 (三親等以内の血族)	・医療を受けた方の領収書 ・世帯主の口座番号がわかるもの ・世帯主の死亡は相続人代表者の口座がわかるもの ・相続人代表者の印鑑 ・世帯が別の場合、続柄がわかる戸籍など	
	→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請 (葬儀を行った方)	《葬祭費支給申請》 ・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの ・葬祭を行った方の印鑑 ・会葬御礼のはがき、または葬儀社の領収書	
	→保険に伴う各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	
	→国保税の「還付手続き」が発生する場合	相続人代表者の届出 (三親等以内の血族)	・相続人代表者の印鑑 ・相続人代表者の口座番号のわかるもの ・別世帯の場合、続柄のわかる戸籍など	
	後期高齢者医療制度に加入していた 75歳以上、または 65歳以上で早めの後期高齢者医療の方	保険証の返却	後期高齢者医療保険証	
	→高額な医療費の支払いをしていた場合	高額療養費などの支給申請 (三親等以内の血族)	・相続人代表者の印鑑 ・相続人代表者の口座番号がわかるもの	
	→葬祭を行った場合	葬祭費の支給申請 (葬儀を行った方)	《葬祭費支給申請》 ・葬祭を行った方の口座番号がわかるもの ・葬祭を行った方の印鑑 ・会葬御礼のはがき	
	→保険に伴う各種認定証を持っていた	各種認定証の返却	・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 など	
→後期高齢者医療保険料の「還付手続き」が発生する場合	相続人代表者の届出 (三親等以内の血族)	・相続人代表者の印鑑 ・相続人代表者の口座番号のわかるもの ・世帯が別の場合続柄のわかる戸籍など		
上記以外の健康保険に加入していた場合	※同様の手続きがあります。手続き方法は加入している健康保険の担当者にお問い合わせください		健康保険の加入先(勤務先など)で手続きしてください	
年 金	年金を受給していた			GF 保険年金課 (あか色) ②① 別府年金事務所 TEL0977-22-5111 加入していた共済組合
	→国民年金を受給していた	未支給年金の請求または死亡届	・年金証書 ・その他必要書類があります。 ※保険年金課年金窓口でご相談ください。	
	→厚生年金を受給していた	※年金事務所での手続き		
	→共済年金を受給していた	※共済組合での手続の場合あり		
	→農業者年金を受給していた	※農業委員会でご相談ください(もしくは農協)		4F 農業委員会

項目	亡くなられた方は下記にあてはまりますか	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)		
高齢	65歳以上の方	介護保険証等の返却	・介護保険証 (交付されている方) ・介護保険負担割合証 ・介護保険負担限度額認定証	1F	高齢者福祉課 (あお色)	③ ④ ⑤
	→介護保険料の「還付手続き」が発生する場合	相続人代表者の届出	・相続人代表者(三親等以内の血族)の口座番号のわかるもの			
	→高額介護サービス費の支給がある場合	相続人代表者の届出	・相続人代表者(三親等以内の血族)の印鑑 ・相続人代表者(三親等以内の血族)の口座番号のわかるもの ・世帯が別の場合続柄のわかる戸籍など			
障がい	障がいの手帳を持っていた	各種手帳の返却と死亡の届出	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	1F	障害福祉課 (きいろ)	①
	→障がいに関する給付金を受けていた	障がいに関する各種サービスや給付金終了の相談	※受付窓口でご相談ください			
	→重度心身障がい者の医療費受給資格を持っていた	重度心身障害者医療費受給者証の返還	・重度心身障害者医療費受給者証 ・相続人代表者(三親等以内の血族)の口座番号のわかるもの ・世帯が別の場合続柄のわかる戸籍など			
こども	児童手当・子ども医療費助成・児童扶養手当の対象児童	※受付窓口でご相談ください		1F	子育て支援課 (もも色)	②
	右記の助成、手当等を受けている方	・子ども医療費助成 ・ひとり親家庭等医療費助成	※ご家庭の状況により利用できる制度や必要なものが異なりますので、ご相談ください			
		・児童手当 ・児童扶養手当 ・特別児童扶養手当				
・保育園						
税・料金	別府市内に土地・家屋などの固定資産を所有していた	相続人代表者の届出 (法務局の登記変更までの期間、相続人を代表して固定資産税の納税通知の受領、納税をする方の届出です。)	※受付窓口でご相談ください 市外に固定資産がある場合は所在する市町村に届出が必要です。	GF	資産税課 (みどり色)	③⑥
	→固定資産を共有していた	共有代表者の変更届 (亡くなられた方が代表の場合)	※受付窓口でご相談ください			
	→土地・家屋を相続する	※法務局(別紙「市役所以外の手続き」)		大分地方法務局 Tel097-532-3161		
	→農地・森林を相続する	※法務局での相続手続き完了後、右記へお届けください。		4F	農林水産課(森林) 農業委員会(農地)	
	原付バイク・小型特殊(125cc以下)を所有している方	軽自動車税の申告	※受付窓口でご相談ください	GF	市民税課 (みどり色)	③②
	軽自動車を所有している方	※軽自動車協会でご相談ください Tel097-524-0222(大分市三佐)				
	オートバイ(126cc以上)、普通車、小型二輪(251cc以上)を所有している方	※大分運輸支局でご相談ください Tel050-5540-2087(大分市大洲浜)				
	市県民税が課税されていた	相続人代表者の届出	※受付窓口でご相談ください	GF	市民税課 (みどり色)	③③
	税・料などを口座振替で別府市に納めていた	口座振替の廃止・変更	預金通帳、通帳の届出印	変更する口座のある金融機関 (問合先:該当する税の担当課)		
	別府市に納める税金・保険料などに未納がある場合	納付相談	市県民税・法人市民税・固定資産(都市計画)税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税 ※上記以外の税・料はそれぞれの担当課が相談窓口です。	GF	債権管理課 (みどり色)	③⑤
→財産や負債を放棄する場合	※家庭裁判所でご相談ください Tel097-532-7161 相続開始から3箇月以内に手続きをしてください。(別紙「市役所以外の手続き」)					
水道の使用をやめる場合	使用中止届	☎お電話で手続きできます	外局	上下水道局 Tel0977-23-0361		
→水道の使用者名義を変更する場合	使用名義変更					
その他	市営住宅を故人の名義で借りていた	名義人死亡、退去または入居承継手続き	※受付窓口でご相談ください	3F	住宅管理センター	
	市営住宅に同居していた	同居者異動届出	死亡を証する書面			
	別府市営墓地に納骨を希望する	使用許可申請または納骨の手続き	※受付窓口でご相談ください	3F	生活環境課	
	別府市営墓地の使用許可を受けていた	使用者変更手続き 墓の移転をする場合は改葬届				
	し尿のくみ取り(落とし便所等利用)をされていた方	し尿くみ取り変更手続き	し尿処理申込書(変更)の提出が必要です。 ☎お電話で相談してください	外局	生活環境課(春木苑) Tel0977-66-1831	
印鑑登録をしていた	自動的に廃止登録になります					

項目	残るご家族様は下記にあてはまりますか	手続き	必要なもの	手続き窓口(窓口番号) (GF・1Fは課を色で表示しています)		
住民	世帯主が亡くなって、残る15歳以上の世帯員が二人以上の場合	世帯主変更届出		GF	市民課 (あお色)	⑤~⑩
保険・年金	亡くなられた方の健康保険の扶養から外れて、国民健康保険・国民年金に加入する方(資格喪失日から14日以内)	国民健康保険の加入(74歳まで) 国民年金の加入(20歳~59歳までの配偶者)	加入していた健康保険の「資格喪失証明書」→発行は勤務先等にお問合せください。	GF	保険年金課 (あか色)	②② ②④
	国民健康保険に加入していて世帯主が変わる方	新しい国民健康保険証の交付(後日郵送)	変更前の保険証(世帯員全員分)			
	受けられる年金給付の確認とご相談	例) ・遺族基礎年金(子のある妻、または子) ・国民年金寡婦年金(60~64歳の妻) ・国民年金死亡一時金	※詳細は左記へご相談ください	GF		②①